

令和4年度版

市 税 概 要



高 梁 市

高梁市民憲章

平成17年 9月 7日 制定

わたくしたちは、美しい山々と清流にはぐくまれた高梁市を愛し、豊かな伝統文化を受けつぎ、平和で明るいまちづくりを進めるために

- た 互いに助けあって、豊かなまちをつくりましょう。
- か 輝かしい未来を築く青少年を育てましょう。
- は 働くよろこびを感じ、健康と安全を大切にしましょう。
- し 親切と感謝の心で、おとしよりに尽くしましょう。
- し 自然を守り、伝統文化を高めましょう。

◆市の花「さくら」

「さくら」は万葉の時代から私たちの生活、文化に深くかかわっており、夢と希望と期待の花とされています。本市においても先人が慈しみ育てた「さくら」の名所が随所にあり、美しく豊かな自然を育てる市民の心の象徴として、市の花を「さくら」とし、愛着と誇りある郷土づくりを進めます。

◆市の木「あかまつ」

「あかまつ」は、この地方を代表する樹木のひとつで、長寿を象徴するものとして古来より尊ばれ、土地に刻まれた深い歴史を静かに物語っています。四季を通じて緑をたたえ、風雪に耐え成長する「あかまつ」を市の木とし、本市の限らない発展を願うものです。

◆市の鳥「ヤマセミ」

「ヤマセミ」は、九州以北の山麓から山地の溪流に生息しており、県内では特に高梁川本流、支流に多く生息しています。近年、河川の汚れや環境の悪化に伴いその生息が脅かされつつあります。高梁川水系のシンボルとして、市の鳥を「ヤマセミ」とし、市民みんなで美しい環境を守っていきます。

※市章（表紙）

限りなき紺碧の天空に躍進する高梁の頭文字（文化）Tに、観光松山城を偲び、産業資源（松葉で示す）は広く海外（生産）に伸びて（四方尖端）いる高梁市を表徴す。

都市像 『健幸都市 たかはし』

本市では、急速な人口減少と世界に類を見ない少子高齢化という大きな課題に直面しています。また、世界規模での気候変動に起因する自然災害の多発、AI、IoTといった先端技術の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の蔓延などが、人々の暮らしや働き方に大きな変革をもたらそうとしています。また、人の価値観も「モノ」の豊かさから「心」の豊かさへ変化してきています。

平成22年3月に策定した「高梁市新総合計画」では「ひと・まち・自然にやさしい高梁」を都市像として掲げ、受け継がれてきた「人」「まち」「自然」といった財産を大切に、地域の伝統や文化を守り、産業を育て、次の世代に自信を持って伝えることができるまちづくりに取り組んできました。

このまちづくりの方向性を継承しつつ、社会情勢の変化に対応し、人と人とのつながりを大切に共に支え合い、豊かな自然や文化を守りながら、地域への愛着と誇りを育み、住民が健やかで幸せに暮らし続けられる高梁市の実現をめざし、都市像を「健幸都市 たかはし」とします。

なお、「健幸都市」とは、身体面の健康だけでなく、住民が生きがいを感じ、地域への愛着と誇りを持って、心豊かに暮らせるまちと定義します。

目 次

1 高梁市の概況	
(1) 高梁市の位置・面積 (2) 人口と世帯の推移	1
2 税務行政機構等	
(1) 行政機構図 (2) 税務課事務分掌 (3) 税務従事職員に関する調	2-4
3 財務	
(1) 令和4年度一般会計当初予算構成比	5
(2) 令和4年度一般会計当初予算額 (3) 令和4年度一般会計当初予算構成比(市税)	6
(4) 自主財源と依存財源の比較 (5) 基準財政需要額等比較表 (6) 財政力指数の推移 ...	7
4 市税負担状況	8
5 市民税	
(1) 徴収方法等の推移 (2) 所得区分別の推移	9-10
(3) 課税所得金額の段階別構成比 (4) 法人市民税	11-12
6 固定資産税・都市計画税	
(1) 納税義務者数の推移 (2) 調定額の推移 (3) 課税標準額(法定免税点以上)の推移	13
(4) 地積(床面積)・評価額の推移 (5) 土地(地積・評価額)の地目別構成比	14
(6) 宅地用途地区別地積・評価額調(法定免税点以上) (7) 家屋の新築状況(増築含む)	15
(8) 住宅用新築家屋に係る軽減税額調 (9) 国有資産等所在市町村交付金	16
(10) 固定資産税課税台帳閲覧者数等の推移	16
7 軽自動車税	
(1) 車種別課税台数 (2) 調定額と1人(1世帯)当たりの台数	17
8 その他諸税	
(1) 市たばこ税 (2) 鉱産税	18
9 国民健康保険税	
(1) 被保険者・被保険世帯数の推移 (2) 被保険者・被保険世帯の負担状況	18
10 徴収	
(1) 督促状発送件数 (2) 督促手数料・延滞金収納状況 (3) 財産差押等の状況	19
(4) 交付要求等の状況 (5) 岡山県市町村税整理組合 (6) 岡山県滞納整理推進機構	20
(7) 市税等欠損処分 of 推移	21
(8) 市税等調定及び収納状況の推移	22-23
11 納付方法別収納状況	24
12 証明・閲覧手数料の推移	24
13 収納機関・口座振替・納期限	
(1) 公金収納可能場所 (2) 口座振替	25
(3) 納期限及び口座振替日	26
14 税率の変遷	27-28
<<関係機関一覧>>	29
<<用語解説>>	30

1 高梁市の概況

(1) 高梁市の位置・面積

市役所の位置	岡山県高梁市松原通2043番地 〔 東経 133° 35′ 11″ 4 / 北緯 34° 47′ 17″ 0 〕 〔 海拔 62.93m 〕
市 の 面 積	546.99km ² （ 東西 35km / 南北 30km ）



※平成16年10月1日に、高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町が合併し、新「高梁市」となりました。

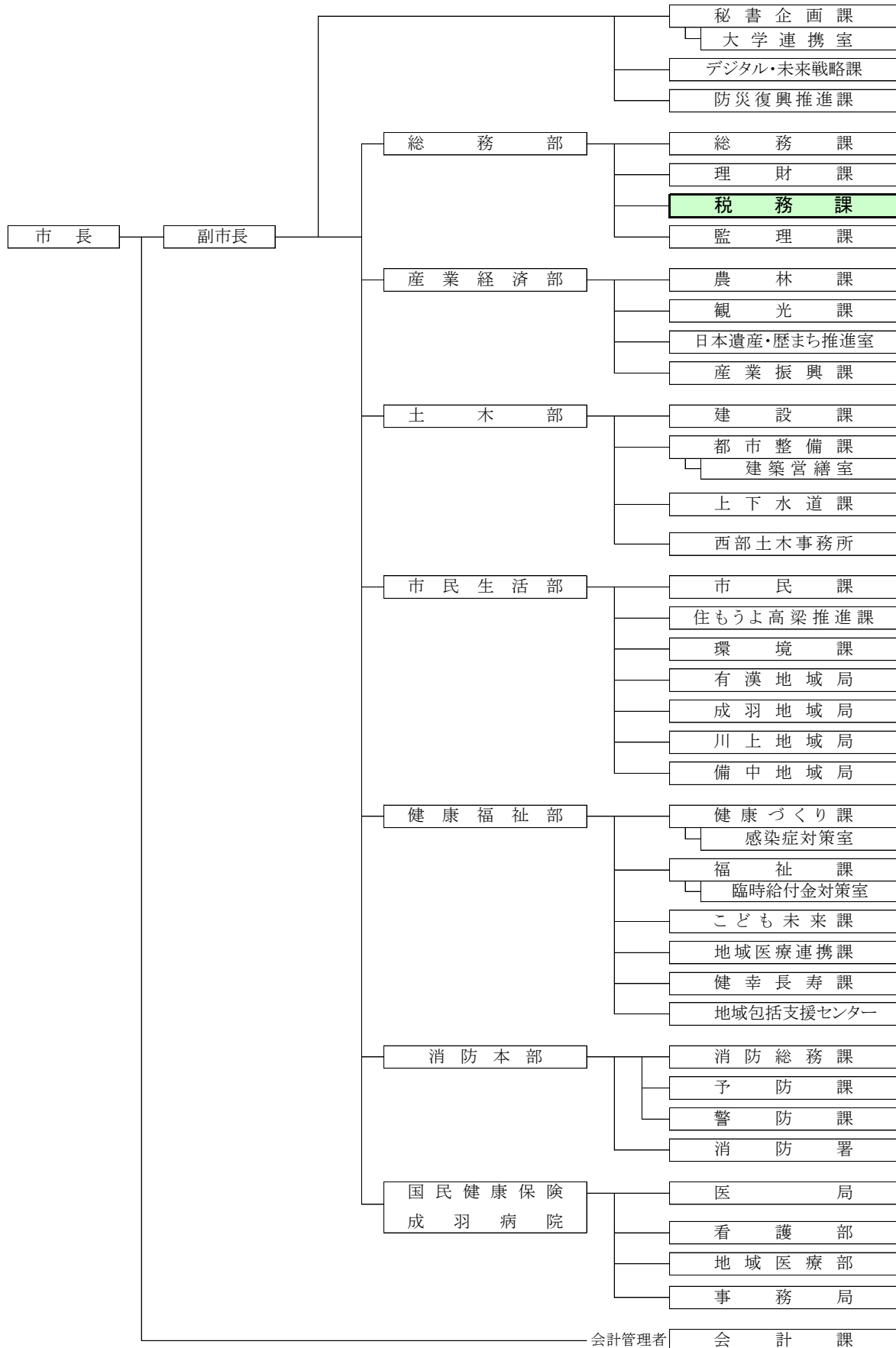
(2) 人口と世帯の推移

(3月31日現在)

区分 年	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人／km ²)	一世帯当たり人員 (人)
平成30年(29年度末)	30,955	14,435	56.6	2.14
平成31年(30年度末)	30,374	14,411	55.5	2.11
令和 2年(元年度末)	29,744	14,356	54.4	2.07
令和 3年(2年度末)	29,001	14,207	53.0	2.04
令和 4年(3年度末)	28,022	13,760	51.2	2.04

2 税務行政機構等（令和4年4月1日現在）

(1) 行政機構図(市長部局のみ)



(2) 税務課事務分掌

係 名	事 務 分 掌
【収 税 係】 直通電話 0866-21-0215	(1) 課内の庶務に関すること (2) 納税思想の普及に関すること (3) 市税等の収納督促及び滞納処分に関すること (4) 税の徴収の嘱託及び受託に関すること (5) 市税等の諸証明に関すること (6) 固定資産評価審査委員会に関すること (7) 課内の他係に属さないこと
【市民税係】 直通電話 0866-21-0214	(1) 市民所得の調査及び申告並びに市民税、保険税(保険料)の賦課及び減免に関すること (2) 市民税及び保険税(保険料)過誤納金の還付に関すること (3) 市民税の特別徴収に関すること (4) 法人税の申告及び納付に関すること (5) 軽自動車税に関すること (6) 課税物件の標識等に関すること (7) 他係に属さない市税等の賦課等に関すること
【資産税係】 直通電話 0866-21-0216	(1) 土地、家屋及び償却資産の調査評価に関すること (2) 固定資産税並びに都市計画税の賦課及び減免に関すること (3) 土地、家屋及び償却資産等の課税台帳整備縦覧に関すること (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること (5) 特別土地保有税に関すること (6) 地籍図の管理に関すること

(3) 税務従事職員に関する調

ア 税務職員数

(単位:人)

役職 \ 係等	統 括	収 税 係	市民税係	資産税係	合 計
課 長	1				1
課 長 代 理				1	1
課 長 補 佐 主 幹			2	1	3
係 長		1		1	2
主 査					0
主 任			1	1	2
主 事		3	4	2	9
合 計	1	4	7	6	18

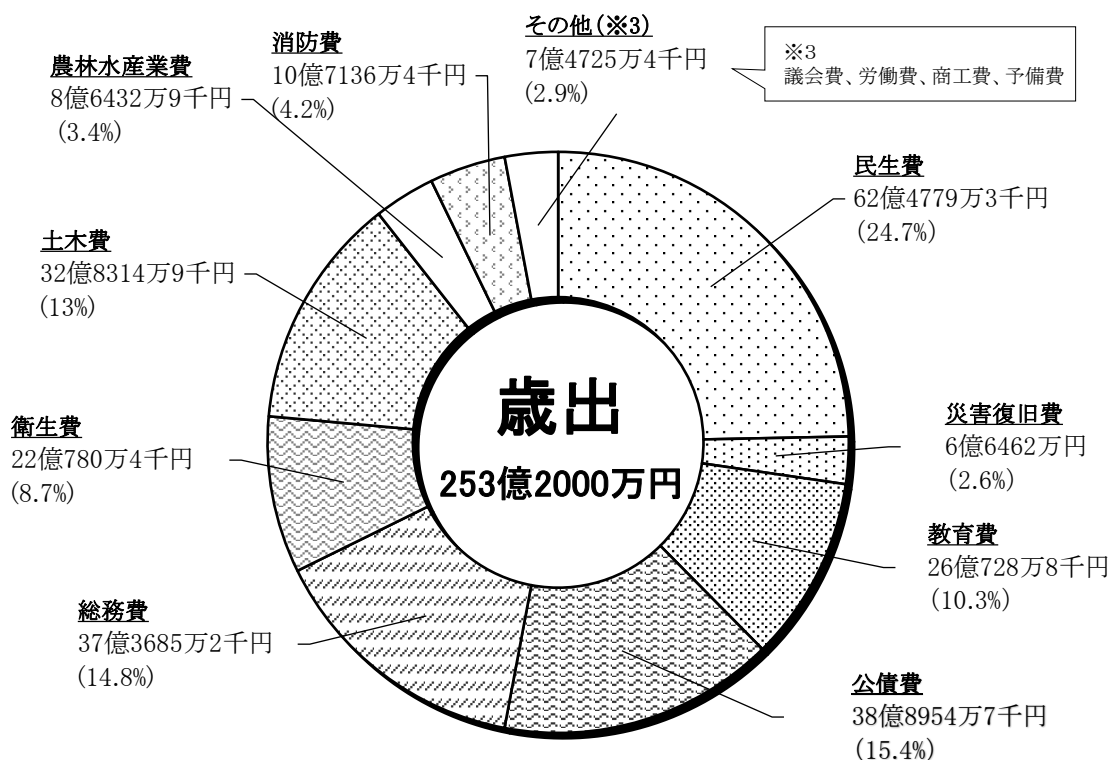
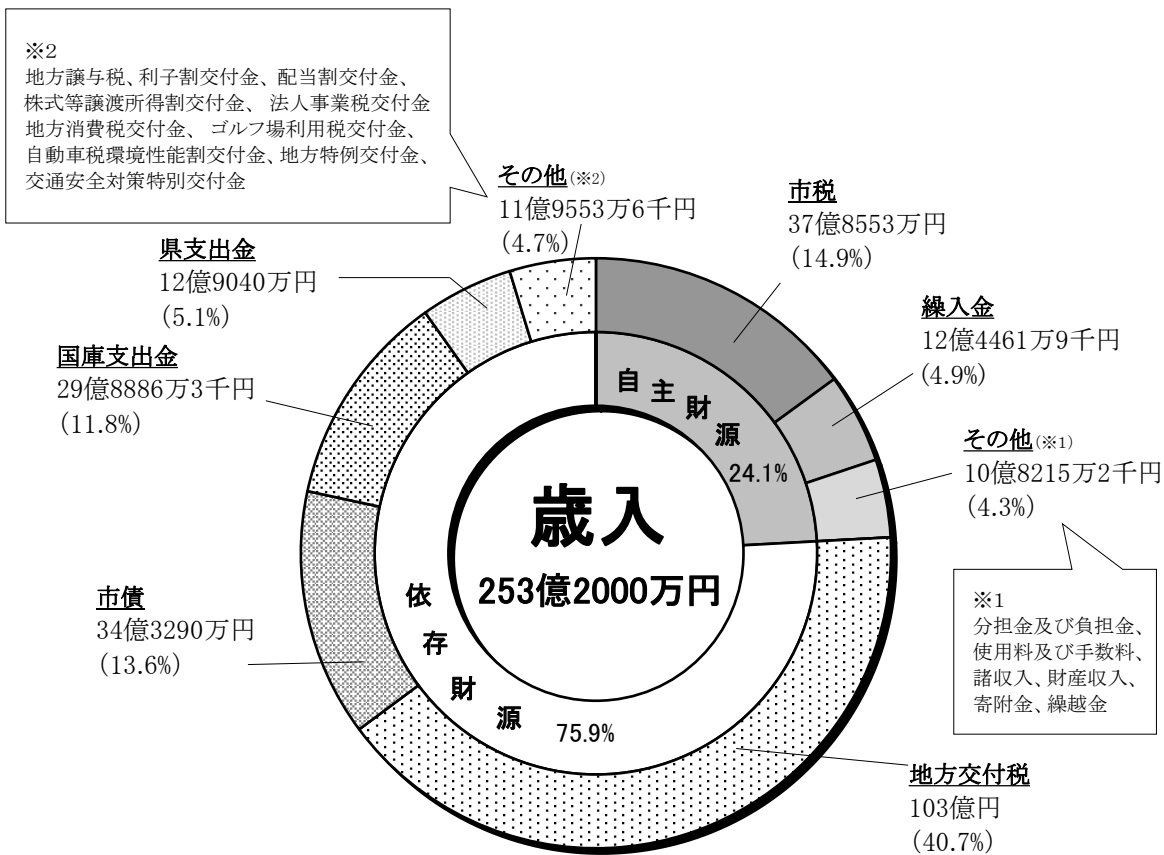
イ 税務従事職員(徴税吏員に任命された職員を含む)の特殊勤務手当

○ 徴収及び滞納処分に従事した期間が1日のうち2時間以上るとき支給する

○ 1日につき 250円

3 財 務

(1) 令和4年度一般会計当初予算構成比



(2) 令和4年度一般会計当初予算額

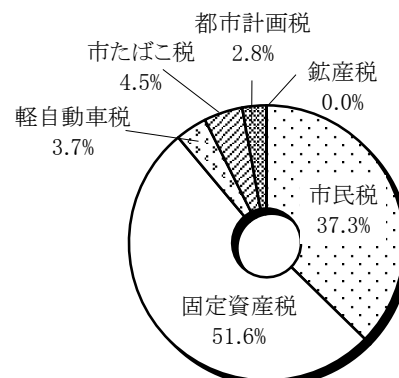
(単位:千円)

歳 入			歳 出		
款 別	予算額	構成比	款 別	予算額	構成比
市 税	3,785,530	14.9%	議 会 費	181,692	0.7%
地 方 譲 与 税	354,136	1.4%	総 務 費 (うち徴 税 費)	3,736,852 (220,130)	14.8% (0.9%)
利 子 割 交 付 金	2,600	0.0%			
配 当 割 交 付 金	16,800	0.1%	民 生 費	6,247,793	24.7%
株式等譲渡所得割交付金	23,800	0.1%	衛 生 費	2,207,804	8.7%
法 人 事 業 税 交 付 金	60,700	0.2%	労 働 費	51,576	0.2%
地 方 消 費 税 交 付 金	671,400	2.7%	農 林 水 産 業 費	864,329	3.4%
コゝルフ場利用税交付金	8,400	0.0%	商 工 費	503,986	2.0%
自動車税環境性能割交付金	36,200	0.1%	土 木 費	3,283,149	13.0%
地 方 特 例 交 付 金	18,000	0.1%	消 防 費	1,071,364	4.2%
地 方 交 付 税	10,300,000	40.7%	教 育 費	2,607,288	10.3%
交通安全対策特別交付金	3,500	0.0%	災 害 復 旧 費	664,620	2.6%
分 担 金 及 び 負 担 金	99,842	0.4%	公 債 費	3,889,547	15.4%
使 用 料 及 び 手 数 料	372,659	1.5%	予 備 費	10,000	0.0%
国 庫 支 出 金	2,988,863	11.8%			
県 支 出 金	1,290,400	5.1%			
財 産 収 入	73,380	0.3%			
寄 附 金	256,722	1.0%			
繰 入 金	1,244,619	4.9%			
繰 越 金	1	0.0%			
諸 収 入	279,548	1.1%			
市 債	3,432,900	13.6%			
歳 入 合 計	25,320,000	100.0%	歳 出 合 計	25,320,000	100.0%

(3) 令和4年度一般会計当初予算構成比(市税)

(単位:千円)

税 目	予算額	構成比
市 民 税	1,412,700	37.3%
固 定 資 産 税	1,952,891	51.6%
軽 自 動 車 税	140,300	3.7%
市 た ば こ 税	171,800	4.5%
都 市 計 画 税	107,700	2.9%
鉦 産 税	139	0.0%
合 計	3,785,530	100.1%



3 財 務

(4) 自主財源と依存財源の比較（令和4年度一般会計当初予算）

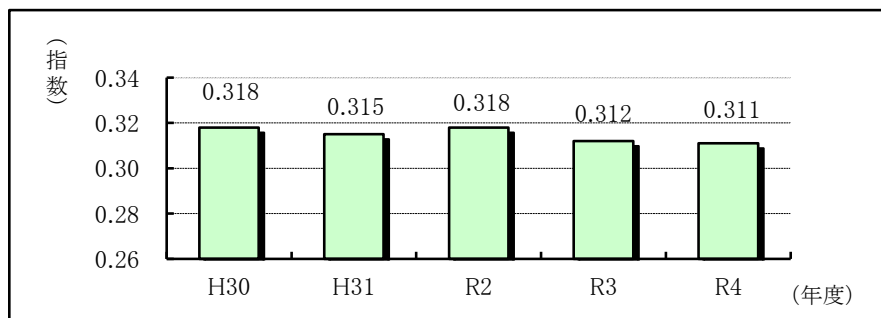
（単位：千円）

自 主 財 源		依 存 財 源	
市 税	3,785,530	地 方 譲 与 税	354,136
分 担 金 及 び 負 担 金	99,842	利 子 割 交 付 金	2,600
使 用 料 及 び 手 数 料	372,659	配 当 割 交 付 金	16,800
財 産 収 入	73,380	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,800
寄 附 金	256,722	法 人 事 業 税 交 付 金	60,700
繰 入 金	1,244,619	地 方 消 費 税 交 付 金	671,400
繰 越 金	1	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,400
諸 収 入	279,548	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	36,200
		地 方 特 例 交 付 金	18,000
		地 方 交 付 税	10,300,000
		交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,500
		国 庫 支 出 金	2,988,863
		県 支 出 金	1,290,400
		市 債	3,432,900
計	6,112,301	計	19,207,699
割 合	24.1%	割 合	75.9%
歳 入 合 計		25,320,000	

(5) 基準財政需要額等比較表

区分 年度	基準財政需要額 (千円)	基準財政収入額 (千円)	普通交付税交付額 (千円)	財政力指数
30	11,775,782	3,728,094	8,372,202	0.318
31	11,876,221	3,736,793	8,248,789	0.315
2	12,180,445	3,955,568	8,218,654	0.318
3	12,837,768	3,781,692	9,056,076	0.312
4	12,659,284	3,958,123	8,690,690	0.311

(6) 財政力指数の推移



4 市税負担状況（年度末調定額 現年）

○法人市民税、たばこ税、鉦産税は申告制で大きく変動する場合があります、同列で推移を比較するため、各年度末時点の調定額を用い、人口数・世帯数(1頁参照)で除し、1人当たり・1世帯当たりの負担状況を算出したもの。

年度/区分 税目	29			30		
	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
市 民 税	1,467,980	47,423	101,696	1,498,170	49,324	103,960
(個人)	1,199,082	38,736	83,068	1,210,175	39,842	83,976
(法人)	268,898	8,687	18,628	287,995	9,482	19,984
固 定 資 産 税	1,978,754	63,924	137,080	2,009,360	66,154	139,432
軽 自 動 車 税	120,594	3,896	8,354	122,899	4,046	8,528
市 た ば こ 税	175,704	5,676	12,172	173,093	5,699	12,011
鉦 産 税	196	6	14	144	5	10
都 市 計 画 税	115,940	3,745	8,032	112,515	3,704	7,808
計	3,859,168	124,670	267,348	3,916,180	128,932	271,749

年度/区分 税目	31			2		
	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
市 民 税	1,448,642	48,704	100,908	1,399,447	48,255	98,504
(個人)	1,182,989	39,772	82,404	1,194,598	41,192	84,085
(法人)	265,653	8,931	18,505	204,850	7,064	14,419
固 定 資 産 税	2,018,083	67,848	140,574	2,077,715	71,643	146,246
軽 自 動 車 税	125,767	4,228	8,761	131,088	4,520	9,227
市 た ば こ 税	171,167	5,755	11,923	164,464	5,671	11,576
鉦 産 税	180	6	13	115	4	8
都 市 計 画 税	113,374	3,812	7,897	113,064	3,899	7,958
計	3,877,213	130,353	270,076	3,885,893	133,992	273,520

年度/区分 税目	3			4※		
	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	当初予算額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
市 民 税	1,454,134	51,893	105,678	1,412,700	50,414	102,667
(個人)	1,158,241	41,333	84,174	1,152,700	41,136	83,772
(法人)	295,894	10,559	21,504	260,000	9,278	18,895
固 定 資 産 税	1,956,978	69,837	142,222	1,952,891	69,691	141,925
軽 自 動 車 税	132,639	4,733	9,639	140,300	5,007	10,196
市 た ば こ 税	189,332	6,757	13,760	171,800	6,131	12,485
鉦 産 税	123	4	9	139	5	10
都 市 計 画 税	106,018	3,783	7,705	107,700	3,843	7,827
計	3,839,224	137,007	279,013	3,785,530	135,091	275,110

※については、令和4年度当初予算額を令和4年3月31日の人口数・世帯数で除したもの。

5 市 民 税 （当初賦課時点）

（１）徴収方法等の推移

ア. 税額

(単位:千円,%)

年度 徴収方法		30	31	2	3	4
特別徴収	給与	952,058	944,360	941,924	901,804	905,506
	年金	65,896	64,219	65,151	66,641	69,622
	計	1,017,954	1,008,579	1,007,075	968,445	975,128
普通徴収		180,342	161,718	164,340	165,444	181,905
合 計		1,198,296	1,170,297	1,171,415	1,133,889	1,157,033
特別徴収の割合		85.0	86.2	86.0	85.4	84.3

イ. 納税義務者数

(単位:人,%)

年度 徴収方法		30	31	2	3	4
特別徴収	給与	9,698	9,580	9,570	9,453	9,220
	年金	3,606	3,666	3,747	3,769	3,757
	計	13,304	13,246	13,317	13,222	12,977
普通徴収		1,286	1,182	1,082	1,023	911
合 計		14,590	14,428	14,399	14,245	13,888
うち均等割のみ		1,827	1,989	2,003	1,912	1,794
特別徴収の割合		91.2	91.8	92.5	92.8	93.4

ウ. 特別徴収事業所数

(単位:事業所)

年 度	30	31	2	3	4
事 業 所 数	1,647	1,658	1,629	1,606	1,589

(2) 所得区分別の推移

ア. 総所得金額等

(単位:千円)

年度 所得区分	30	31	2	3	4
給与	28,515,330	28,373,006	28,425,556	28,522,770	28,468,353
営業	976,114	1,027,172	1,106,303	1,121,547	1,076,625
農業	401,779	447,511	388,198	473,500	468,848
譲渡	677,231	283,440	179,399	195,633	728,865
その他	3,463,891	3,139,131	3,075,168	3,381,444	3,458,948
計	34,034,345	33,270,260	33,174,624	33,694,894	34,201,639

(注1) 2以上の所得を有する者については、最大の所得区分に全ての所得を合算している。また、マイナス所得は勘案しない。

イ. 課税所得額

(単位:千円)

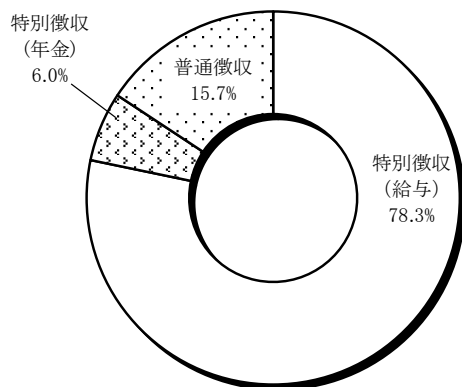
年度 所得区分	30	31	2	3	4
給与	17,112,458	17,013,552	17,054,459	16,477,304	16,589,367
営業	560,633	626,390	708,814	661,154	663,459
農業	214,425	236,623	218,819	271,422	266,367
譲渡	666,098	270,656	168,736	188,982	720,323
その他	1,720,615	1,463,039	1,432,852	1,491,796	1,594,717
計	20,274,229	19,610,260	19,583,680	19,090,658	19,834,233

ウ. 税額(所得割)

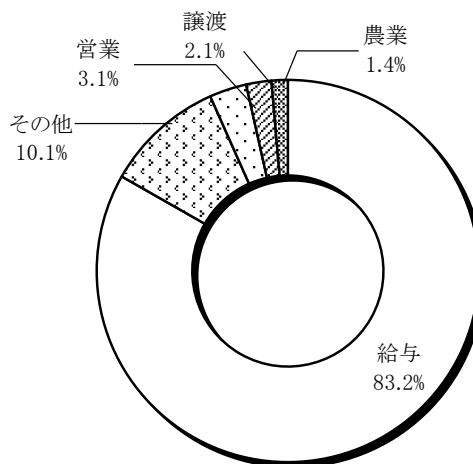
(単位:千円)

年度 所得区分	30	31	2	3	4
給与	998,902	986,714	985,983	947,217	948,288
営業	32,417	36,089	41,314	38,085	38,443
農業	12,336	13,549	12,638	15,491	15,356
譲渡	15,654	6,050	3,180	2,331	16,059
その他	87,921	77,396	77,901	80,906	90,278
計	1,147,230	1,119,798	1,121,016	1,084,030	1,108,424

(1)のア 徴収方法別税額の割合



(2)のア 所得区分別総所得金額等の割合



5 市民税

(3) 課税所得金額の段階別構成比

下段数値(%)は構成比

区分 \ 年度		30	31	2	3	4
納税義務者数 (所得割)(人)	200万円以下	9,614 75.3%	9,277 74.6%	9,214 74.3%	9,317 75.5%	8,944 74.0%
	700万円以下	3,013 23.6%	3,027 24.3%	3,043 24.6%	2,880 23.4%	3,012 24.9%
	700万円超	136 1.1%	135 1.1%	139 1.1%	136 1.1%	138 1.1%
	合 計	12,763	12,439	12,396	12,333	12,094
課税所得金額 (千円)	200万円以下	8,434,786 41.6%	8,238,100 42.0%	8,123,911 41.5%	8,157,052 42.7%	8,104,010 40.8%
	700万円以下	9,529,389 47.0%	9,480,701 48.3%	9,512,055 48.5%	8,929,840 46.8%	9,416,006 47.5%
	700万円超	2,310,054 11.4%	1,891,459 9.7%	1,947,714 10.0%	2,003,766 10.5%	2,314,217 11.7%
	合 計	20,274,229	19,610,260	19,583,680	19,090,658	19,834,233
税額 (所得割)(千円)	200万円以下	470,657 41.0%	457,951 40.9%	454,236 40.5%	454,482 41.9%	445,617 40.2%
	700万円以下	554,567 48.4%	554,273 49.5%	554,741 49.5%	516,492 47.7%	540,641 48.8%
	700万円超	122,006 10.6%	107,574 9.6%	112,039 10.0%	113,056 10.4%	122,166 11.0%
	合 計	1,147,230	1,119,798	1,121,016	1,084,030	1,108,424

(4) 法人市民税

○法人市民税は申告制であり、大きく変動する場合がありますので、年度末時点での法人数・調定額の推移を表している。

ア 納税義務者数(均等割)

(単位:法人)

区 分					法人数
法人		資本金等	従業員数	均等割額	
法 3 1 2 条 第 1 項	9号	50億円超	50人超	300万円	6
	8号	10億円超 50億円以下	50人超	175万円	2
	7号	10億円超	50人以下	41万円	34
	6号	1億円超 10億円以下	50人超	40万円	5
	5号	1億円超 10億円以下	50人以下	16万円	23
	4号	1,000万円超 1億円以下	50人超	15万円	12
	3号	1,000万円超 1億円以下	50人以下	13万円	135
	2号	1,000万円以下	50人超	12万円	6
	1号	上記以外の法人等	50人以下	5万円	497
合 計					720

イ 納税義務者数の推移

(単位:法人)

区分 \ 年度	29	30	31	2	3
納 税 義 務 者 数	709	709	709	716	720

ウ 調定額の推移

(単位:千円)

区分 \ 年度	29	30	31	2	3
均 等 割	82,868	81,574	81,742	81,975	85,940
法 人 税 割	186,030	206,421	183,910	122,875	209,954
合 計	268,898	287,995	265,652	204,850	295,894

6 固定資産税・都市計画税（当初賦課時点）

（１）納税義務者数の推移

（単位：人）

区分 \ 年度	30	31	2	3	4
固定資産税	18,771	18,701	18,659	18,589	18,474
都市計画税	4,658	4,639	4,617	4,595	4,570

（２）調定額の推移

（単位：千円）

区分 \ 年度	30	31	2	3	4
固定資産税	2,098,571	2,081,880	2,116,184	2,001,236	2,053,320
都市計画税	113,463	113,547	113,072	106,403	109,978

（３）課税標準額（法定免税点以上）の推移

（単位：千円）

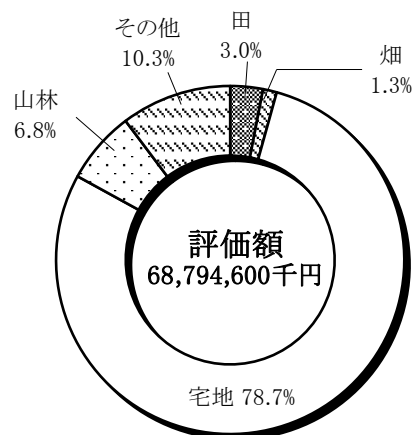
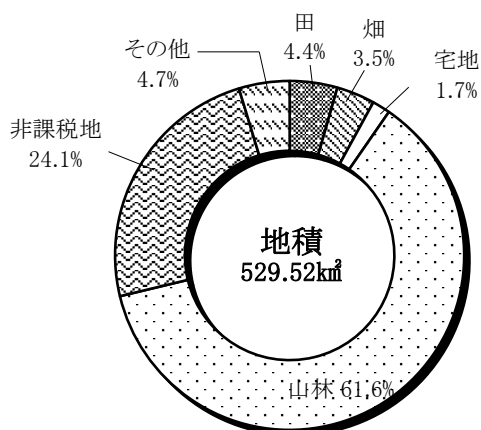
区分 \ 年度		30	31	2	3	4
固定資産税	土地	34,970,475	34,422,878	33,850,822	33,547,708	32,750,660
	家屋	51,744,710	52,209,062	52,941,562	48,768,167	52,109,772
	償却資産	64,024,418	62,953,150	65,282,742	61,459,731	62,162,703
	計	150,739,603	149,585,090	152,075,126	143,775,606	147,023,135
都市計画税	土地	20,908,210	20,654,557	20,154,678	19,782,851	19,410,650
	家屋	24,588,844	24,876,623	25,179,820	22,869,300	24,684,088
	計	45,497,054	45,531,180	45,334,498	42,652,151	44,094,738

(4) 地積(床面積)・評価額の推移

区分		年度	30	31	2	3	4
地積 (床面積) (㎡)	土地	一般田	24,700,332	24,484,039	24,309,940	24,272,050	24,139,006
		介在田	14,942	66,223	44,766	47,443	14,375
		一般畑	19,774,409	19,575,482	19,473,661	19,508,995	19,415,558
		介在畑	31,021	32,639	28,471	30,772	17,752
		宅 地	8,983,633	8,991,343	8,995,152	9,086,898	9,132,988
		池 沼	1,802,544	1,802,498	1,802,504	1,805,593	1,804,859
		山 林	334,688,751	334,629,595	334,350,522	337,430,208	337,024,038
		牧 場	152,341	152,341	152,341	152,341	152,261
		原 野	16,982,978	17,194,904	17,294,490	17,691,892	17,775,600
		雑種地	5,327,365	5,269,306	5,502,806	5,689,465	5,911,337
		計	412,458,316	412,198,370	411,954,653	415,715,657	415,387,774
		非課税地	134,531,684	98,159,326	135,035,347	131,274,343	131,602,226
	家屋	木 造	2,785,846	2,777,968	2,768,366	2,764,000	2,766,910
		非木造	1,136,379	1,136,413	1,138,926	1,142,704	1,146,057
		計	3,922,225	3,914,381	3,907,292	3,906,704	3,912,967

評価額 (千円)	土地	一般田	2,130,071	2,112,684	2,098,129	2,095,691	2,085,392
		介在田	101,835	226,888	148,410	208,866	100,499
		一般畑	897,367	888,780	884,469	886,577	882,444
		介在畑	108,016	94,866	75,307	72,633	54,501
		宅 地	58,773,342	57,806,534	56,415,790	55,222,258	54,120,289
		池 沼	264,084	264,083	264,083	264,125	264,078
		山 林	4,618,442	4,618,270	4,613,472	4,651,428	4,646,345
		牧 場	1,923	1,923	1,923	1,923	1,921
		原 野	236,702	239,697	240,804	246,130	247,348
		雑種地	6,787,292	6,712,353	6,749,686	6,818,099	6,391,783
		計	73,919,074	72,966,078	71,492,073	70,467,730	68,794,600
	家屋	木 造	23,469,337	23,793,801	24,162,874	23,108,067	23,732,156
		非木造	28,373,306	28,565,498	28,877,242	26,699,744	28,474,479
		計	51,842,643	52,359,299	53,040,116	49,807,811	52,206,635

(5) 土地(地積・評価額)の地目別構成比



(6) 宅地用途地区別地積・評価額調(法定免税点以上)

年度 区分		30	31	2	3	4	
地 積 (㎡)	商業地区	350,653	350,947	353,026	354,209	354,262	
	住宅地区	1,741,639	1,745,781	1,733,566	1,736,653	1,733,526	
	工業地区	346,129	347,313	348,898	348,526	349,088	
	村落地区	5,719,364	5,711,032	5,703,623	5,766,164	5,798,863	
	計	8,157,785	8,155,073	8,139,113	8,205,552	8,235,739	
評 価 額 (千円)	商業地区	9,508,088	9,347,560	9,147,781	9,000,529	8,833,699	
	住宅地区	30,084,750	29,706,056	28,862,065	28,196,369	27,557,518	
	工業地区	3,620,144	3,581,542	3,472,518	3,424,281	3,414,103	
	村落地区	14,306,276	13,901,866	13,633,645	13,279,863	12,989,141	
	計	57,519,258	56,537,024	55,116,009	53,901,042	52,794,461	
単位 当 た り 価 格 (円 / ㎡)	平均価格	商業地区	27,115	26,635	25,912	25,410	24,935
		住宅地区	17,274	17,016	16,649	16,236	15,897
		工業地区	10,459	10,312	9,953	9,825	9,780
		村落地区	2,501	2,434	2,390	2,303	2,240
		全 体	7,051	6,933	6,772	6,569	6,410
	最高価格	商業地区	57,540	56,810	56,180	56,180	55,230
		住宅地区	45,260	44,620	43,980	43,340	42,690
		工業地区	25,150	24,640	22,900	22,400	22,100
		村落地区	31,260	31,260	31,260	31,260	31,520
		計					

(7) 家屋の新築状況 (増築含む)

区分 \ 年度		30	31	2	3	4
棟 数	木 造	88	47	59	50	58
	非 木 造	32	7	13	17	12
	計	120	54	72	67	70
床 面 積 (㎡)	木 造	12,546	5,829	6,863	5,714	13,045
	非 木 造	13,262	2,431	3,443	2,055	1,445
	計	25,808	8,260	10,306	7,769	14,490
評 価 額 (千円)	木 造	601,204	391,928	452,542	411,991	587,631
	非 木 造	632,575	120,185	251,341	117,792	105,182
	計	1,233,779	512,113	703,883	529,783	692,813
単位当たり価格 (円/㎡)	木 造	47,920	67,238	65,939	72,102	45,046
	非 木 造	47,698	49,439	73,001	57,320	72,790
	全 体	47,806	61,999	68,298	68,192	47,813

(8) 住宅用新築家屋に係る軽減税額調

年 度 区 分	30	31	2	3	4
対 象 戸 数 (戸)	192	176	181	220	222
床 面 積 (㎡)	21,032	19,333	19,822	22,638	22,541
軽 減 税 額 (千円)	9,293	8,841	9,165	10,586	11,207

(9) 国有資産等所在市町村交付金

(単位:円)

年 度 区 分	30	31	2	3	4
国	1,580,300	1,647,600	1,732,400	1,747,200	1,703,000
県	7,623,200	7,478,900	7,336,100	7,144,200	6,988,000
合 計	9,203,500	9,126,500	9,068,500	8,891,400	8,691,000

(10) 固定資産税課税台帳閲覧者数等の推移

(単位:人)

年 度 区 分	30	31	2	3	4
土 地	76 (4)	101 (3)	97 (2)	94 (5)	92 (2)
家 屋	65 (2)	63 (1)	64 (0)	91 (2)	73 (0)
償 却 資 産	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	141 (6)	166 (4)	161 (2)	185 (7)	165 (2)

※()内は、うち縦覧者数

7 軽自動車税（当初賦課時点）

（1）車種別課税台数

（単位：台）

年 度			30	31	2	3	4
区 分							
原動機付自転車	50 c c 以下		2,307	2,168	2,045	1,961	1,872
	90 c c 以下		235	231	227	227	228
	125 c c 以下		261	262	276	288	308
	ミニカー		25	28	27	21	32
	小 計		2,828	2,689	2,575	2,497	2,440
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	2 輪	377	375	382	386	384
		3 輪	1	1	1	1	0
		4輪乗用	8,508	8,392	8,396	8,370	8,204
		4輪貨物	5,982	5,909	5,874	5,840	5,754
	小型特殊	農 耕 用	2,700	2,588	2,479	2,413	2,364
		そ の 他	154	156	161	162	166
	小 計		17,722	17,421	17,293	17,172	16,872
2輪の小型自動車			445	455	457	457	464
合 計			20,995	20,565	20,325	20,126	19,776

非課税（官公庁等）	148	146	139	138	137
減 免（障害者等）	210	249	224	243	256

（2）調定額と1人（1世帯）当たりの台数

○1人当たり・1世帯当たりの台数は、各年度当初時点の台数を、その前年度末時点の人口数・世帯数（1頁参照）で除したもの。

区 分 \ 年 度		30	31	2	3	4
当初調定額（千円）		123,363	123,899	125,887	127,616	128,106
1人当たりの台数（台/人）		0.68	0.68	0.68	0.69	0.71
1世帯当たりの台数（台/世帯）		1.45	1.43	1.42	1.42	1.44

8 その他諸税（年度末時点）

〇たばこ税・鉱産税は申告制であり、大きく変動する場合がありますので、年度末時点での調定額の推移を表している。

（1）市たばこ税

区分 \ 年度	29	30	31	2	3
消 費 本 数（千本）	33,888	32,100	30,219	27,998	29,918
年 度 末 調 定 額（千円）	175,704	173,093	171,167	164,464	189,332
一人当たり消費本数（本/人）	1,074	1,037	995	941	1,068

一人当たり消費本数については、各年度消費本数を前年度末時点の人口数（1頁参照）で除したもの

（2）鉱産税

区分 \ 年度	29	30	31	2	3
年 度 末 調 定 額（千円）	196	144	180	115	123

9 国民健康保険税（当初賦課時点）

（1）被保険者・被保険世帯数の推移

区分 \ 年度	30	31	2	3	4
被 保 険 者 数（人）	6,573	6,389	6,209	6,134	5,881
加入率→	21.2%	21.0%	20.9%	21.2%	21.0%
被 保 険 世 帯 数（世帯）	4,402	4,372	4,288	4,284	4,148
加入率→	32.4%	30.3%	29.9%	30.2%	30.1%
1世帯当たりの被保険者数（人/世帯）	1.49	1.46	1.45	1.43	1.42

加入率については、被保険者数・被保険世帯数を前年度末時点の人口数・世帯数（1頁参照）で除したもの

（2）被保険者・被保険者世帯の負担状況

区分 \ 年度	30	31	2	3	4
当 初 調 定 額（千円）	641,527	633,843	623,648	591,793	580,795
被 保 険 者 1 人 当 たり（円/人）	97,600	99,208	100,443	96,478	98,758
被保険世帯1世帯当たり（円/世帯）	145,735	144,978	145,440	138,140	140,018

10 徴 収（年度末時点）

（1）督促状発送件数

（単位：件）

年 度		29	30	31	2	3
税 目	普通徴収	1,840	1,659	1,668	1,543	1,497
	特別徴収	464	406	437	318	301
法 人 市 民 税		18	13	12	15	9
固定資産税・都市計画税		4,652	4,402	4,661	3,962	3,508
軽 自 動 車 税		1,647	1,429	1,446	1,124	1,048
国民健康保険税		3,843	3,684	3,975	3,589	3,715
合 計		12,464	11,593	12,199	10,551	10,078

（2）督促手数料・延滞金収納状況

（単位：件、千円）

年 度		29	30	31	2	3
区 分	件 数	13,258	10,118	9,821	10,170	8,113
	金 額	1,326	1,011	982	1,017	811
延 滞 金		22,079	21,915	16,326	20,784	15,839

（3）財産差押等の状況

（単位：件、千円）

年 度		29	30	31	2	3
区分	差押件数	92	88	110	182	37
	換価					
預 貯 金	件数	91	86	111	180	41
	金額	11,922	9,566	8,131	14,872	3,464
給 与	差押件数	4	10	2	13	9
	換価					
	件数	52	48	50	51	46
	金額	986	2,141	2,478	4,994	3,114
生 命 保 険 等	差押件数	38	30	8	16	21
	換価					
	件数	22	21	14	9	14
	金額	5,008	9,440	5,495	3,846	2,785
不 動 産	差押件数	0	0	0	2	0
	換価					
	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
そ の 他	差押件数	54	68	60	25	38
	換価					
	件数	26	39	46	34	48
	金額	2,218	3,031	1,434	1,656	3,973
合 計	差押件数	188	196	180	238	105
	換価					
	件数	191	194	221	274	149
	金額	20,134	24,178	17,538	25,368	13,336
捜 索 実 施		件数	8	4	1	4
						3

※ 数値は、岡山県市町村税整理組合扱い分、岡山県滞納整理推進機構扱い分を含む

(4) 交付要求等の状況

(単位:千円,件)

区分 \ 年度		29	30	31	2	3
過年度からの繰越	件数	0	3	1	11	1
新規要求	件数	15	17	17	8	5
配当受領 (過年度要求分含)	件数	7	15	4	16	2
	金額	1,374	2,023	466	2,522	362
取下・解除	件数	5	4	3	2	1
要求中(翌年度へ繰越)	件数	3	1	11	1	3

※「取下・解除」は無配当または配当以外による入金があったもの

(5) 岡山市町村税整理組合

(単位:千円,件)

区分 \ 年度		29	30	31	2	3
組合分担金		943	923	1,429	3,097	3,794
収納状況	本税	1,623	1,106	5,383	16,328	16,231
	督促手数料	7	6	28	80	83
	延滞金	214	734	1,179	2,957	4,894
	計	1,844	1,846	6,590	19,365	21,208
委託本税残額		10,893	7,098	8,040	29,800	32,231
年度末時点委託件数		39	8	14	60	63

※ 金額は県税を含む

(6) 岡山県滞納整理推進機構 (平成26年度より引継開始、令和3年度をもって組織廃止)

(単位:千円,件)

区分 \ 年度		29	30	31	2	3
機構負担金		438	60	60	450	426
収納状況	本税	21,846	4,795	3,136	10,318	8,221
	督促手数料	91	13	10	39	39
	延滞金	7,530	792	593	2,309	2,379
	計	29,467	5,600	3,739	12,666	10,639
引継本税残額		10,357	5,951	1,732	6,492	0
年度末時点引継件数		35	10	5	22	0

※ 金額は県税を含む

10 徴収

(7) 市税等欠損処分の推移(年度末時点)

(単位:円,件)

税 目		29		30		31		2		3	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
市県民税 (個人)	執行停止後3年経過	240,300	14	166,800	8	86,100	7	2,749,969	169	2,196,160	114
	納付義務の消滅	910,400	33	656,100	59	1,036,400	54	178,300	8	0	0
	執行停止期間中の時効完成	76,500	8	254,000	17	342,800	20	952,800	47	323,800	15
	時効完成	3,573,600	243	4,377,905	213	5,178,600	264	3,929,000	240	1,722,700	91
	計	4,800,800	298	5,454,805	297	6,643,900	345	7,810,069	464	4,242,660	220
市民税 (法人)	執行停止後3年経過	0	0	0	0	100,000	2	0	0	0	0
	納付義務の消滅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	執行停止期間中の時効完成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時効完成	495,800	10	100,000	2	150,000	3	0	0	50,000	1
	計	495,800	10	100,000	2	250,000	5	0	0	50,000	1
固定資産税・都市計画税	執行停止後3年経過	114,000	41	24,600	8	0	0	834,468	15	216,000	55
	納付義務の消滅	53,100	10	58,800	8	59,200	8	9,000	1	0	0
	執行停止期間中の時効完成	0	0	2,000	1	38,800	14	283,900	33	508,100	80
	時効完成	3,390,050	481	7,547,780	706	9,199,450	1,155	6,595,958	737	3,693,600	678
	計	3,557,150	532	7,633,180	723	9,297,450	1,177	7,723,326	786	4,417,700	813
軽自動車税	執行停止後3年経過	73,000	18	0	0	40,200	4	30,000	15	62,300	14
	納付義務の消滅	12,200	6	17,200	11	10,000	10	18,000	5	0	0
	執行停止期間中の時効完成	24,400	6	7,200	1	36,000	7	41,000	15	147,400	23
	時効完成	524,800	146	559,362	154	1,004,200	264	425,800	130	789,200	180
	計	634,400	176	583,762	166	1,090,400	285	514,800	165	998,900	217
国民健康保険税	執行停止後3年経過	717,420	93	0	0	624,740	59	1,057,850	237	978,000	213
	納付義務の消滅	1,782,100	351	3,475,920	649	2,357,321	537	69,000	3	0	0
	執行停止期間中の時効完成	197,600	43	442,300	46	787,400	54	1,444,600	301	703,430	62
	時効完成	4,390,500	542	3,907,545	403	9,515,668	495	5,243,200	480	1,582,293	196
	計	7,087,620	1,029	7,825,765	1,098	13,285,129	1,145	7,814,650	1,021	3,263,723	471
合計		16,575,770	2,045	21,597,512	2,286	30,566,879	2,957	23,862,845	2,436	12,972,983	1,722

※県が取りまとめて国に報告する様式に則ったもの

(8) 市税等調定及び収納状況の推移(年度末時点)

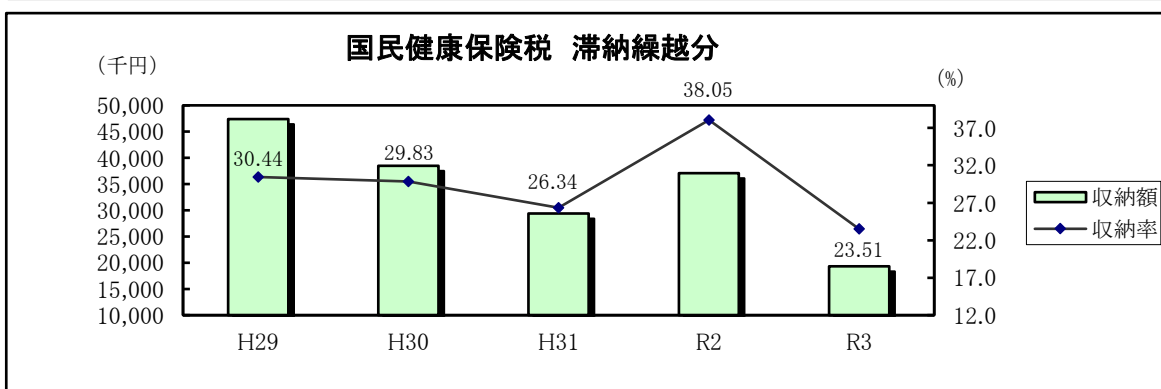
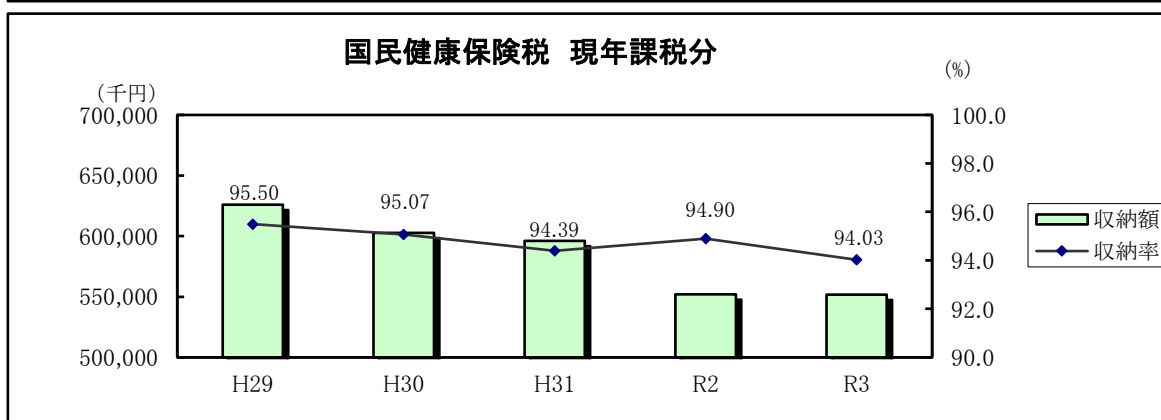
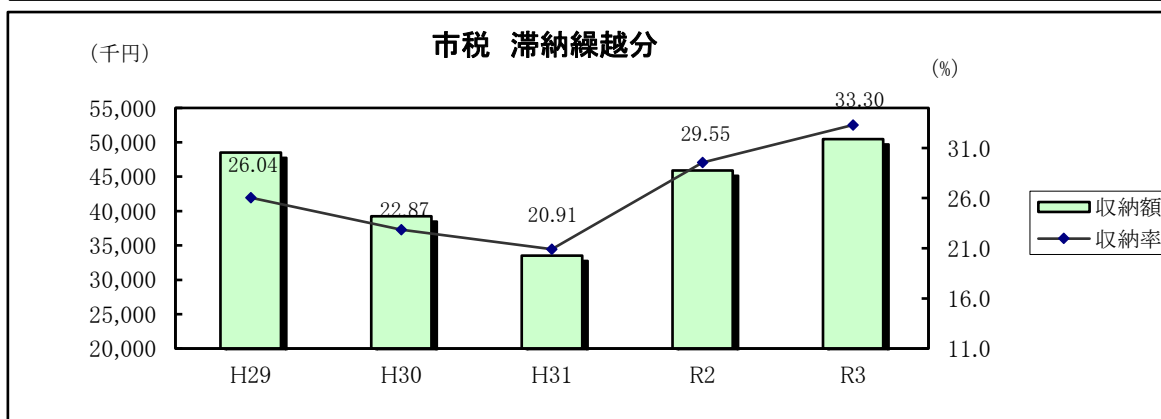
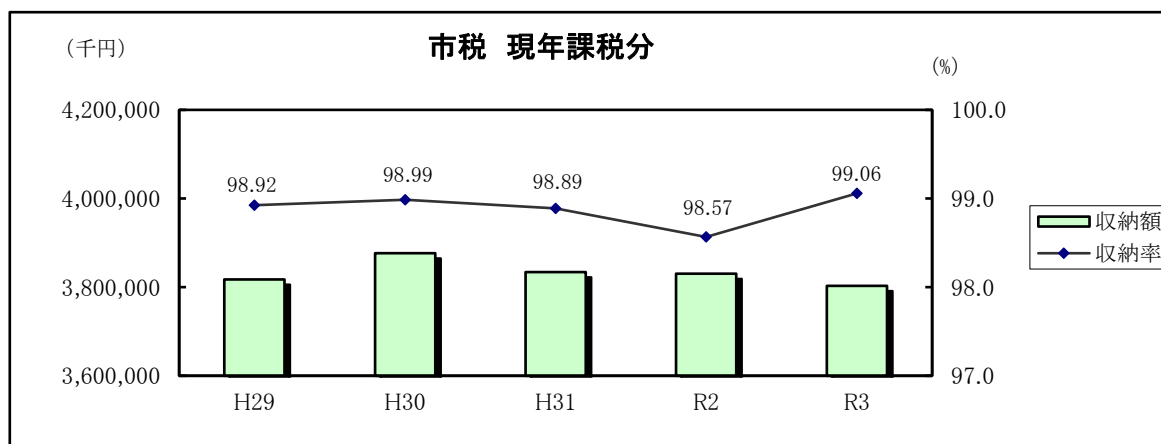
市 税

※収納額は未還付額を含まない。
(単位:千円、%)

年度・区分 税 目		29			30			31			2			3		
		調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
現年課税分	市 民 税 (個 人)	1,467,980	1,454,261	99.07	1,498,170	1,484,499	99.09	1,448,642	1,431,829	98.84	1,399,447	1,384,899	98.96	1,454,134	1,438,719	98.94
	(法 人)	1,199,082	1,185,664	98.88	1,210,175	1,197,066	98.92	1,182,989	1,166,427	98.60	1,194,597	1,181,576	98.91	1,158,241	1,143,514	98.73
		268,898	268,597	99.89	287,995	287,433	99.80	265,653	265,402	99.91	204,850	203,323	99.25	295,894	295,206	99.77
	固 定 資 産 税 (固定資産税)	1,978,754	1,955,329	98.82	2,009,360	1,987,582	98.92	2,018,083	1,996,328	98.92	2,077,715	2,040,991	98.23	1,956,978	1,939,838	99.12
	(交付金納付金)	1,969,433	1,946,008	98.81	2,000,157	1,978,379	98.91	2,008,950	1,987,194	98.92	2,068,646	2,031,922	98.22	1,948,087	1,930,947	99.12
		9,321	9,321	100.00	9,204	9,204	100.00	9,133	9,133	100.00	9,069	9,069	100.00	8,891	8,891	100.00
	軽 自 動 車 税	120,594	117,592	97.51	122,899	119,877	97.54	125,767	122,430	97.35	131,088	128,652	98.14	132,639	129,934	97.96
	市 た ば こ 税	175,704	175,704	100.00	173,093	173,093	100.00	171,167	171,167	100.00	164,464	164,464	100.00	189,332	189,332	100.00
	都 市 計 画 税	115,940	114,568	98.82	112,515	111,298	98.92	113,374	112,203	98.97	113,064	111,059	98.23	106,018	105,100	99.13
	鉱 産 税	196	196	100.00	144	144	100.00	180	180	100.00	115	115	100.00	123	123	100.00
現年課税分計		3,859,168	3,817,650	98.92	3,916,180	3,876,493	98.99	3,877,213	3,834,137	98.89	3,885,893	3,830,180	98.57	3,839,225	3,803,047	99.06
滞納繰越分	市 民 税 (個 人)	58,822	22,483	38.22	46,543	14,509	31.17	42,184	12,989	30.79	41,764	17,430	41.74	33,474	10,887	32.52
	(法 人)	53,954	21,937	40.66	42,416	13,948	32.88	38,155	12,253	32.11	38,471	16,325	42.43	29,760	9,683	32.54
		4,868	546	11.22	4,127	561	13.58	4,029	736	18.27	3,293	1,105	33.57	3,714	1,203	32.39
	固 定 資 産 税	109,726	22,342	20.36	107,472	21,341	19.86	100,739	17,239	17.11	96,506	23,644	24.50	102,304	35,370	34.57
	軽 自 動 車 税	10,570	2,227	21.07	10,710	2,024	18.90	11,124	2,221	19.97	11,150	3,367	30.20	9,704	2,118	21.82
	都 市 計 画 税	7,264	1,479	20.36	6,936	1,377	19.86	6,312	1,080	17.11	5,854	1,438	24.56	5,980	2,068	34.58
滞納繰越分計		186,382	48,531	26.04	171,662	39,252	22.87	160,359	33,529	20.91	155,274	45,880	29.55	151,462	50,443	33.30
合 計		4,045,550	3,866,181	95.57	4,087,842	3,915,744	95.79	4,037,572	3,867,666	95.79	4,041,167	3,876,059	95.91	3,990,687	3,853,489	96.56

国民健康保険税

現年課税分	655,476	625,964	95.50	633,843	602,597	95.07	631,492	596,062	94.39	581,722	552,058	94.90	586,772	551,713	94.03
滞納繰越分	155,752	47,405	30.44	128,990	38,477	29.83	111,465	29,359	26.34	97,448	37,075	38.05	82,222	19,327	23.51
合 計	811,228	673,369	83.01	762,833	641,074	84.04	742,957	625,421	84.18	679,170	589,133	86.74	668,994	571,040	85.36



※収納額は未還付額を含まない

1 1 納付方法別収納状況

(単位: 件、千円)

納付方法 \ 税目		市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	全体
口座振替	件数	3,232	26,278	7,737	10,851	48,098
	金額	103,512	618,025	44,241	261,313	1,027,091
	利用率	35.05%	58.46%	38.45%	50.91%	50.31%
コンビニ収納 スマホ決済	件数	1,568	3,383	3,828	1,855	10,634
	金額	45,431	69,892	26,952	38,776	181,051
	利用率	17.00%	7.53%	19.02%	8.70%	11.12%
その他	件数	4,422	15,288	8,558	8,609	36,877
	金額	158,543	1,399,467	55,801	202,478	1,816,289
	利用率	47.95%	34.01%	42.53%	40.39%	38.57%
合計	件数	9,222	44,949	20,123	21,315	95,609
	金額	307,486	2,087,384	126,994	502,567	3,024,431

1 2 証明・閲覧手数料の推移

区分 \ 年度	29	30	31	2	3
証明	1,990	1,941	1,555	1,448	1,420
閲覧	423	473	503	597	620
計	2,413	2,414	2,058	2,045	2,040

納税その他公課に関する証明	1件につき	300円
土地または建物に関する証明	1件につき	300円
住宅用家屋の証明	1件につき	1,300円

13 収納機関・口座振替・納期限

(1) 公金収納可能場所

高梁市役所	高梁市役所、地域局（有漢・成羽・川上・備中）、連絡所（中・坂本・吹屋） 地域市民センター（津川・川面・巨瀬・中井・玉川・宇治・松原・高倉・落合）
高梁市指定金融機関	トマト銀行 本店 及び 各支店
高梁市 収納代理金融機関	中国銀行 本店 及び 各支店 備北信用金庫 本店 及び 各支店 中国労働金庫 本店 及び 各支店 晴れの国岡山農業協同組合 本店 及び 各支店 郵便局（簡易郵便局を含む） 及び ゆうちょ銀行
コンビニエンスストア	セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、 デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、 ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、 くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、 タイエー、MMK設置店
スマホ等決済アプリ	PayPay(請求書支払い)、PayB、LINE Pay(請求書支払い)、支払秘書

(2) 口座振替

申 込 手 続	口座振替希望者は、口座振替依頼書を金融機関等の窓口に出す 申込期限は、原則各振替日の前月20日まで
指定預金口座	普通預金、当座預金、納税準備預金のうち1口座
振 替 日	各納付月の末日（納期限の日）
取扱金融機関	「高梁市指定金融機関」及び「高梁市収納代理金融機関」（詳細は上表）
納 税 証 明	＜軽自動車税(種別割)＞ 継続検査用納税証明書を該当者へ通知（年1回） ※R3迄
そ の 他	○振替日に残高不足等で振替できなかった場合、再振替は行わない。 振替不能通知書（納付書付）を郵送。 ○「全納」での振替ができなかった場合は、当該年度に限り翌期から「期別」 振替とし、1期については振替不能通知書による納付書納付とする。

(3) 納期限及び口座振替日

納付月 税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市民税・県民税 (普通徴収)			1期 〈全期〉		2期		3期			4期	
固定資産税 都市計画税	1期 〈全期〉			2期					3期		4期
軽自動車税 (種別割)		全期									
国民健康保険税 (普通徴収)				1期 〈全期〉	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※ 各納付月の末日(12月については25日)が納期限(口座振替日)。ただし、末日(12月については25日)が土・日曜日、祝日の場合は、翌金融機関営業日が納期限(口座振替日)。

市民税・県民税 (特別徴収)	給 与	翌月の10日まで (6月から翌年の5月まで)
	年 金	支給月の翌月の10日まで
	退職所得	支払った月の翌月の10日まで
法人市民税		事業年度終了の日から2か月以内
市たばこ税		翌月の末日まで
鉱 産 税		翌月の末日まで
国民健康保険税(特別徴収/年金)		支給月の翌月の10日まで

14 税率の変遷

＜市税の税率＞

年 度			H30 ～ R4						
区 分									
市 民 税	個 人 分	均 等 割	3,500円＜2,000円＞ ※＜＞は県民税。うち500円は「おかやま森づくり県民税」						
		所得割	6% ＜ 4% ＞ ※＜＞は県民税						
	法 人 分	均 等 割	資本金等区分		従業員数	税 率			
			50億円超		50人超	300万円			
			10億円超 50億円以下		50人超	175万円			
			10億円超		50人以下	41万円			
			1億円超 10億円以下		50人超	40万円			
					50人以下	16万円			
			1,000万円超 1億円以下		50人超	15万円			
					50人以下	13万円			
			1,000万円以下		50人超	12万円			
	上記に掲げる法人以外の法人等			5万円					
法 人 税 割	8.4% ※令和元年10月1日より前に開始した事業年度の税率は12.1%								
固定資産税	税 率	1.4%							
	免 税 点	土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円							
軽自動車税		区分		平成30年度からの税率					
		原動機付自転車	50cc以下	2,000円					
			50cc超90cc以下	2,000円					
			90cc超125cc以下	2,400円					
			ミニカー	3,700円					
		2輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円					
		2輪の小型自動車	250cc超	6,000円					
		小型特殊自動車	農耕用	2,400円					
			その他	5,900円					
		軽自動車 (4輪以上のもの)	軽自動車	三輪のもの	※ 下表のとおり				
				乗用 自家用					
				乗用 営業用					
貨物 自家用									
貨物 営業用									
都市計画税	税 率	0.25%							
鉱産税	税 率	課税標準額 200万円超 1.0% 課税標準額 200万円以下 0.7%							
			H30		H31	R2	R3		R4
市たばこ税	税 率 1,000本当たり (全国平均単価)	旧3級品以外	5,262円 (H25.4.1～H30.9.30)		5,692円 (H30.10.1～R2.9.30)		6,122円 (R2.10.1～R3.9.30)		6,552円 (R3.10.1～)
		旧3級品	4,000円 (H30.4.1～R1.9.30)			5,692円 (R1.10.1～)			

		H30		H31	R2	R3	R4
市たばこ税	税 率	旧3級品以外	5,262円 (H25.4.1～H30.9.30)	5,692円 (H30.10.1～R2.9.30)	6,122円 (R2.10.1～R3.9.30)	6,552円 (R3.10.1～)	
	1,000本当たり (全国平均単価)	旧3級品	4,000円 (H30.4.1～R1.9.30)		5,692円 (R1.10.1～)		

※

年度		H30 ～ R4					
区分		税率					
		グリーン化特例(燃費性能に応じて適用)					
		初度検査年月 が平成21年3月 以前の車両	初度検査年月が 平成21年4月～平 成27年3月の車両	初度検査年月 が平成27年4 月以降の車両	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21 年排出ガス規制10%以上低減達成)	概ね75%軽減	
軽自動車(三輪のもの)		4,600円	3,100円	3,900円	ガソリン車 ハイブリット車 *乗用(営業用)に限る	令和2年度燃費基準達成かつ令和 12年度燃費基準90%達成	概ね50%軽減
軽自動車 (四輪以上 のもの)	乗用 自家用	12,900円	7,200円	10,800円			
	乗用 営業用	8,200円	5,500円	6,900円			
	貨物 自家用	6,000円	4,000円	5,000円			
	貨物 営業用	4,500円	3,000円	3,800円		令和2年度燃費基準達成かつ令和 12年度燃費基準70%達成	概ね25%軽減

＜国民健康保険税の税率＞

医療保険分

区分 \ 年度	30	31	2	3	4
所得割 (%)	9.5	9.5	8.5	8.5	8.0
均等割 (円)	28,400	28,400	25,100	25,100	23,900
平等割 (円)	22,900	22,900	19,900	19,900	18,500
賦課限度額(年間)	58万円	61万円	63万円	63万円	65万円

介護保険分

区分 \ 年度	30	31	2	3	4
所得割 (%)	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
均等割 (円)	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
平等割 (円)	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
賦課限度額(年間)	16万円	16万円	17万円	17万円	17万円

後期高齢者支援金分

区分 \ 年度	30	31	2	3	4
所得割 (%)	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
均等割 (円)	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400
平等割 (円)	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
賦課限度額(年間)	19万円	19万円	19万円	19万円	20万円

※所得割 : 加入者ごとの基礎控除(43万円)後の前年中の総所得金額等に税率を乗じて算出

※均等割 : 加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出

※平等割 : 1世帯当たりの年額

後期高齢者医療制度への移行により国保単身世帯となる人は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割を移行後5年間は2分の1。その後3年間は4分の1減額。

＜＜ 関係機関一覧 ＞＞

	名 称	住 所	電話番号
国税	高梁税務署	〒716-0029 高梁市向町13	0866-22-2546 (音声案内)
県税	岡山県 総務部 税務課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7241 (代表)
	岡山県 備中県民局 税務部	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7012
	高梁地域事務所 地域総務課 ※県税の納付、納税証明書の発行	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	0866-21-2820
車両 登録	軽自動車検査協会 岡山事務所 ※三輪以上の軽自動車	〒701-0144 岡山市北区久米177-3	050-3816-3084
	中国運輸局 岡山運輸支局 ※二輪の軽自動車(250cc以下のバイク) ※二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5	050-5540-2072 (登録部門)
その他	岡山地方法務局 高梁支局	〒716-0062 高梁市落合町近似500-20	0866-22-2318 (代表)
	日本年金機構 高梁年金事務所	〒716-8668 高梁市旭町1393-5	0866-21-0570 (代表)
	岡山県市町村税整理組合	〒700-0975 岡山市北区今2-2-1 岡山県市町村振興センター内	086-245-4890 (代表)
	岡山地方裁判所 民事部	〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42	086-222-6771
	岡山県市町村税務協会	〒700-8554 岡山市北区大供1-2-3 (岡山市財政局税制課内)	086-803-1166

＜＜ 用語解説 ＞＞

ページ	用語	解説
P7	基準財政需要額	各地方公共団体が合理的水準で行政事務を遂行するために必要な経費を毎年推計したもの。基準財政収入額とともに普通地方交付税の算定に用いられる。
P7	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標。普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値を過去3ヵ年間にについて単純平均して求める。財政力指数が1をこえる団体を富裕団体と呼び、0.4未満を過疎団体の一要件とするなど、国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられる。
P7	基準財政収入額	地方公共団体の標準的な地方税収額。税収見込み額の75%に地方譲与税などを加えたもので、基準財政需要額とともに普通地方交付税の算定に用いられる。
P7	地方譲与税	国税として徴収した特定の税目の収入の全額または一部を、一定の基準に基づいて地方公共団体に譲与するもの。譲与税ともいう。
P9	普通徴収	地方税の徴収について、納税義務者が自身で納付すること。
P9	特別徴収	地方税の徴収について、給与支払者・事業経営者などに納税義務者が負担すべき税を徴収させ、その徴収すべき税を納付すること。
P9	所得金額	収入から経費を引いた金額のことで、給与では給与所得控除額を差し引いた金額、自営業の場合は収入から経費を引いた金額となる。
P9	均等割	住民税の課税形態の一つで、個人及び法人に対して均等の額で課税されるもの。
P9	所得割	住民税の課税形態の一つで、個人の所得の額によって課税されるもの。
P10	総所得金額等	合計所得金額(給与所得だけでなく他の所得がある場合はそれぞれの所得で計算して合計したもの)に純損失(事業用資産の損失)・雑損失(生活必需品の資産の損失)の繰越控除(損失額が大きく、当該年の控除の限度額を超えた場合、翌年以降3年間、繰り越して所得金額から差し引くこと)をしたもの。
P10	所得控除	課税の公平性を図るために、個人的事情を考慮し所得金額から差し引くこと。医療費控除・社会保険料控除・扶養控除・配偶者控除等。
P11	課税所得	所得を課税物件とする住民税等において、課税標準となるべき所得から所定の所得控除を差し引いた所得金額をいう。一般に所得とは、年間収入金額から必要経費を控除したものと考えることができるが、このようにして計算された所得総額から非課税所得(課税を免除された所得)、さらに税法上認められた所得控除額を差し引いたものが課税所得であり、これに所定の税率を乗じて納付税額が算定される。
P13	課税標準額	課税物件(所得、取得財産、製造業からの移出等)を金額で表したもので、税率を適用して税額を得るための基礎となるもの。
P13	法定免税点	固定資産税・都市計画税については、同一の名義人が所有する固定資産の課税標準額の合計が一定の金額に満たない場合は課税されないが、その金額のこと。
P14	評価額	固定資産税を賦課するための基準となる金額。
P14	介在田・介在畑	農地法第4条又は、第5条の許可等を受けた田・畑のことをいう。現況が農地であっても実質的には宅地等として潜在的価値を有していると考えられることから、宅地並みの課税がされるもの。
P15	宅地用途地区	主として住宅用地が連続する地区。
P16	軽減税額	新築住宅については、新築後一定期間の固定資産税が軽減されるが、その軽減税額。
P16	国有資産等所在市町村交付金	国や都道府県、地方公共団体が所有する固定資産のうち公共の用に供しないものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、固定資産税の代わりに交付するもの。
P16	閲覧	納税義務者等が、必要に応じて関係する固定資産の固定資産課税台帳を調べながら見ること。
P16	縦覧	土地又は家屋の納税義務者が、通常4月1日から最初の納期限までの間、土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿により当該市町村の自己所有以外の土地又は家屋の価格を調べながら見ること。

令和4年度版 市 税 概 要

発行 令和4年10月

編集 高梁市総務部税務課

〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043

TEL: (0866)21-0215 FAX: (0866)22-6076

E-mail: zeimu@city.takahashi.lg.jp

U R L : <http://www.city.takahashi.okayama.jp/>